

伊賀市観光振興ビジョン策定方針（案）

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成 18 年の観光立国推進基本法の制定以降、観光立国推進基本計画の策定や観光庁の発足をはじめとして観光立国の推進に向けた様々な取組みが進められています。しかしながら、長引く経済不況による観光需要の減少、国内観光地間の競争激化などの要因により、本市においては観光入込客数が減少するなど大変厳しい状況にあり、旅行形態の変化や旅行ニーズの多様化に対応する新たな観光の魅力づくりや観光戦略が求められています。

こうした中、本市の観光振興については、現在、平成 19 年 3 月に策定した「伊賀市観光振興計画」に基づき各種施策を推進していますが、平成 23 年度をもって計画期間を終了します。

このため、本市の豊富な観光資源を活かした総合的・効果的な観光振興をより一層推進するため、基本構想と具体的な推進計画を明らかにした「伊賀市観光振興ビジョン」の策定を行うものです。

2 本ビジョンの位置づけと期間

この計画は、概ね 10 年後を展望し、本市観光振興の目指すべき方向と、これを達成するための施策を明らかにするものです。

3 推進計画期間

推進計画は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 3 ヶ年間の計画とし、以後、3 ヶ年毎に見直しを行うものとします。

4 本ビジョン策定の進め方

(1) 基本構想の策定

伊賀市における観光資源の分布状況や近年の観光客の動向・ニーズ等の観光実態を把握・整理し、伊賀市におけるこれからの観光振興のあり方・方向性を示した基本構想を策定するとともに、基本構想のもと、具体的な観光振興施策を進めていく上での基本的な考え方（基本方針）をとりまとめます。

(2) 推進計画の策定

地域活性化計画（後期推進計画）における施策内容や三重県観光振興条例を含めた関連計画等における施策内容、現計画における施策実施状況等を踏まえ、新たに策定する基本構想に基づき具体的な施策を推進するため、新たな推進計画を策定します。

策定にあたっては、観光を取り巻く状況の変化や観光ニーズの多様化に対応できる施策の展開を念頭におきつつ、進めるものとします。

(3) 重点施策の設定

上記の推進計画の策定にあたっては、以下の施策に関する検討を行い、重点施策として推進計画に反映するものとします。

① インバウンド（外国人誘客）への施策検討

“忍者”など既存のテーマ別観光の魅力拡充を図りつつ、国際観光分野への展開を促進するために必要な施策を検討します。

② ニューツーリズム（※1）の拡充の施策検討

豊かな地域資源を活用した「ヘルスツーリズム」や「産業観光」、芭蕉翁生誕地の強みを活かした「文化観光」などニューツーリズム旅行商品の創出と流通方を、既存のテーマ別観光との連携を視野に入れながら、検討します。

③ ミニ観光圏（※2）の創造、展開に向けた施策検討

“忍者”で繋がりのある甲賀市、名張市などとの連携強化や市内におけるミニ観光圏の創造に向けた施策を検討します。

(4) 計画の推進と進行管理

推進計画に実効性を持たせるための方策についての検討を行います。

※1：ニューツーリズム

厳密な定義はなされていないが、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行を指します。テーマとしては産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどが挙げられます。旅行商品化としても地域の立場から特性を活かすことが必要で、その意味でニューツーリズムは地域活性化につながる新しい旅行の仕組み全体を指すとも言えます。

（出典：観光局 HP）

※2：観光圏

自然、歴史、文化等において密接な関係のある観光地を一体とした区域であり、その観光地同士が連携して滞在型観光に対応できるよう、観光地の魅力を高めようとする区域をいいます。

5 観光振興ビジョンの考え方

- ・ 地域資源を生かしたメニューづくり（ニューツーリズム）により、世界に発信し、

かつ地域から発信（着地型観光）する地域をめざします。

- ・ キーワードの例示としては、“N I N J A（忍者）”が考えられます。展開として、産業、健康、医療、情報、エコロジー、行動力等のその多面性を重視します。
- ・ 体験、交流、学習をはじめ、本物志向や健康志向等のニーズの多様化にともない、観光形態は、従来の通過型・団体型から、訪れる地域の自然・歴史・生活文化・人とのふれあいを求める「交流型」・「個人やグループ型」への旅行形態への変化や観光のグローバル化などへの対応を検討します。
- ・ 事業体系としては、宿泊業者や土産物業者等の狭義の観光関係者、伝統工芸者、行政や地域住民、農林水産業者、商工業者、教育関係者等の幅の広い関係者が一体となって、その地域にしかない、その地域らしい資源を発掘し、磨き、観光商品化し、市場流通させていく「地域企画型」（「着地型」）観光振興方策を進めます。
- ・ いわゆる「発地型」から、観光目的地の地域住民等が主体的に企画推進し、地元ガイドの養成など地域・住民との結びつきの強化により、持続可能性の高い「着地型」へ移行や共存をめざします。
- ・ 地域資源を生かしたメニューづくり（ニューツーリズム）を着地型観光の手法で展開していくことを基本とし、細分化した区域を個々の展開・活動の場として位置づけます。
- ・ ミニ観光圏の創造・展開に向け、“（仮称）N I N J A（忍者）文化圏”として、伊賀、甲賀、名張（赤目四十八滝）、柳生、室生（根来衆）等で連携する府県を越えた広域化をめざします。

6 策定スケジュール（別紙1参照）

観光振興ビジョンは、平成23年度中に策定するものとし、そのスケジュール（予定）は、別紙1のとおりとします。

7 策定体制

(1) 審議機関

地域活性化計画と観光振興ビジョンは緊密な関係のある計画であるため、公共団体等の代表者、公募委員、有識者等で構成する伊賀市地域活性化審議会に計画案について、市長が諮問し、答申を受けることとします。

(2) 市民参加

幅広い市民の意見や提案を反映させるため、パブリックコメントを実施し、計画全般にわたる市民の意見を聴取し、計画策定への市民参加に努めるものとし、

(3) 庁内体制

伊賀市地域活性化推進会議において総合的な調整を行い、政策調整会議において市の計画案として決定します。